国土交通省

都市計画区域外

10,000㎡

市街化区域

2,000㎡

市街化区域以外の都市計画区域

5,000㎡





一定面積以上の**土地取引**には

届出が必要です！

国土利用計画法に基づき・・・

- 届出期限は、契約締結日を含めて**2週間以内**です。
- 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市市長に対して行います。
- 届出がなされた土地について利用目的を審査した後、必要に応じて勧告または助言が行われます。
- **届出は義務**であり、届出を**しなかった場合は罰せられます。**

詳しくは土地所在地の都道府県または政令市にお問い合わせください。



とちーた
土地政策のイメージキャラクター

土地取引の届出について詳しくはコチラから▶

ご存じですか?

事後届出 Q&A

Q1 国土利用計画法の届出制度とは何ですか?

A 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るための制度です。

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地取引について届出制度を設けています。

Q2 届出の必要な土地取引と、届出事項について教えてください。



A 一定の面積以上の土地について売買などの契約を締結した場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

届出が必要となるのは、一定面積以上※1の土地について、土地売買等の契約※2(対価の授受をともなう土地に関する権利の移転または設定をする契約)を締結した場合です。

※1) 一定面積以上の土地

イ) 市街化区域:2,000㎡以上
ロ) イを除く都市計画区域:5,000㎡以上
ハ) 都市計画区域以外の区域:10,000㎡以上

(なお、個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要となる場合があります。)

※2) 土地売買等の契約

売買、交換、共有持分の譲渡、事業譲渡(営業譲渡)、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡　など
なお、これらの取引の予約である場合も含みます。

届出事項については、(1)契約当事者の氏名・住所・国籍等、(2)契約締結年月日、(3)土地の所在および面積、(4)土地に関する権利の種別および内容、(5)土地の利用目的、(6)土地に関する対価の額などです。

Q3 届出は誰が行うのですか?また、届出はいつまでに、どこで行えばよいのですか?

A 土地に関する権利の取得者が2週間以内に市・区役所、町村役場へ届け出なければなりません。

届出は、土地に関する権利の取得者(買主等)が行います。契約(予約を含みます。)を締結した日を含めて2週間以内(たとえば、水曜日に契約を締結したら、翌々週の火曜日まで)に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口に届け出てください。なお、電子による届出を可能としている場合もありますので、担当窓口に詳細をご確認ください。

※注視区域・監視区域に指定されている地域における土地取引の届出については、契約(予約を含みます。)の6週間前に届出が必要です。監視区域については面積要件等も違いますので、詳しくは土地の所在する都道府県・政令市の国土利用計画法担当課または最寄りの市・区役所、町村役場へおたずね下さい。

Q4 届出をしないとどうなりますか?

A 届出をしないと法律で罰せられます。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヶ月以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処せられます。

Q5 連絡窓口・連絡先はどこですか?

A 国土利用計画法に基づく土地取引の届出に関するご相談については、次の都道府県・指定都市の連絡窓口・連絡先にご連絡ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_000001_00004.html

国土利用計画法　都道府県・指定都市窓口

【発行】国土交通省不動産・建設経済局土地政策課